

# 浪費者信託誕生史の素描

井上 彰

## 目次

1. はじめに
2. コモン・ロー上の妻の地位と妻の特有信託 (separate use)
3. 期限前処分禁止制度の成立
4. イギリスにおける浪費者信託の不成立
5. アメリカにおける浪費者信託の誕生前史
6. 判例による浪費者信託の誕生
  - (1) Nicholas v. Eaton 事件
  - (2) Broadway National Bank v. Adames 事件——浪費者信託の誕生
7. おわりに

## 1. はじめに\*

Spendthrift Trust (浪費者信託) という言葉は、きわめて誤解を招きやすい言葉である。<sup>(1)</sup> 浪費者信託は、この言葉から直ちに連想されるような浪費者をはじめとする無能力者の保護に限定して用いられる信託ではなく、能力者の利益のためにも用いることができるのである。すなわち、それは、受益者の意思能力の有無を問わず、信託条項または制定法によって、受益者による受益権の任意処分が禁止されるとともに、受益者の債権者による受益権に対する強制執行が禁止または一定の範囲で制限される信託をいい、<sup>(2)</sup> 受益者が無能力者であることを要件としない。この信託の目的は、信託上の利益が確実に受益者の手に渡ることを保障することによって、受益者の生活の安定をはかることにある。一般の信託では、受益権の任意・非任意処分が可能のため、受益者が無思慮で浪

費癖があったり、あるいは事業に失敗するという事態が生じる場合には、受益権の任意・非任意処分がおこなわれ、信託上の利益は受益者には渡らず、受益者の生活を保障するという目的は達成されないことになる。これに対して、浪費者信託では、たとえ受益者が破産し、受益者の他の財産に対する強制執行がおこなわれても、浪費者信託の受益権に対しては強制執行をおこなうことができない<sup>(3)</sup>ため、受益者はこの信託から生じる利益を保障され、生活を維持することが可能になる。

ところで、何らかのかたちで受益権の任意・非任意処분을禁止・制限することによって、受益者の生活を受益者自身の無思慮や人生の有為転変から保護することを目的とする信託には、浪費者信託のほかに、保護信託 (protective trust)、裁量信託 (discretionary trust)、生活維持信託 (support trust) といったものがある。保護信託とは、受託者に対し、受益者にその生涯またはそれよりも短い期間信託収益の支払いをおこない、受益権の任意・非任意処分がおこなわれる場合には、受益権を終了させ、受託者の裁量により受益者およびその家族の生活維持のために収益を用いるように命じるものである。この信託の場合、受益権の任意処分または受益権に対する強制執行がおこなわれた時点で、その対象となる受益権そのものが消滅し、裁量信託に移行することになる。裁量信託とは、受託者に対し、信託収益または元本から受託者の裁量により適当と判断する額を受益者の利益のために用いるよう命じる信託である。この場合、信託上の利益を受益者に付与するかどうかは受益者の裁量にかかっており、受益者はもとより、受益権の譲渡を受けた者、受益者の債権者も、受託者に対し信託上の利益の支払いを強制することはできない<sup>(4)</sup>。生活維持信託とは、受託者に対し、受益者の生涯またはそれよりも短い期間、同人の生活維持のために信託収益または元本を用いるよう命じる信託である。この信託では、受託者による収益または元本の支払いは、受益者の生活維持という目的にかなう限りにおいてのみ正当化される。受益権の譲渡を受けた者や受益者の債権者への支払いはこの目的を実現するものとはみなされず、したがって、生活維持信託の受益権はその性質上当然に任意・非任意処分が禁止されることになる。

## 浪費者信託誕生史の素描

このような同一の目的をもつ信託と比較した場合の浪費者信託の特徴は、信託受益権つまりエクイティ上の財産権の任意・非任意処分が直接的に禁止される点にある。保護信託では、受益権の任意・非任意処分がおこなわれた時点で受益権自体が消滅し、裁量信託では、処分の効力は発生しても、受益権の譲受人や債権者が信託上の利益を受けることができるかどうかが受託者の裁量にかかっており、さらに生活維持信託では、その性質上受益権の任意・非任意処分が実質的に禁止されるというように、これらの信託では、受益権の任意・非任意処分はいわば間接的に禁止・制限されているにすぎない。浪費者信託では、受益権が任意・非任意に処分されても、その効力が一切生じないという意味で、その禁止・制限は直接的である。

さて、浪費者信託の特質をこのように受益権の任意・非任意処分が直接的に禁止される点に求めることができるとするならば、その萌芽は、イギリスの大法官裁判所が妻の特有信託に関して発展させた「期限前処分禁止」(restraint upon anticipation) 制度にみることができる。大法官裁判所は、妻の生活とその財産を夫および夫の債権者から守るために、設定者が望む場合には、受益者たる妻が信託収益をその発生前に処分したり、あるいは受益権そのものを処分することを禁止することによって、当該信託上の利益が確実に妻の手に渡ることを保障したのである。しかし、このような設定者の意思によって受益権の任意・非任意処分を禁止・制限することができるという考え方自体はイギリスで誕生したというものの、イギリスでは受益権の任意・非任意処分の禁止・制限から生じる利益を享受できる者の範囲は、コモン・ロー上無能力者として扱われた妻に限定され、その枠を越えて他に拡大されることはなかった(そして後には妻についても期限前処分禁止制度は廃止された<sup>(5)</sup>)。これに対し、この考え方を移植したアメリカ合衆国では、その利益を享受できる者の範囲が、当時妻と同列に扱われた未成年者、精神障害者、浪費者といった無能力者ととどまらず、意思能力を有する成年者にまで拡大され、浪費者信託が誕生するに至った。

本小論の目的は、浪費者信託の萌芽である妻の特有財産に関する期限前処分禁止制度の発生から、浪費者信託の有効性をはじめて正面から承認した 1882

年のマサチューセッツ州の *Broadway National Bank v. Adames* <sup>(6)</sup> 事件判決に至るその誕生史を素描することにある。ここでの中心課題は、期限前処分禁止制度がどのような歴史的背景のもとに成立するに至ったかの考察および浪費者信託が開花した合衆国においてその契機となった諸判例の分析にある。

\* 本稿は、信託奨励金および中央大学特殊研究助成費の支援のもとにおこなっている浪費者信託制度研究の一環である。記して、信託協会ならびに中央大学に感謝を表したい。

- (1) Costigan, *Those Protective Trusts Which Are Miscalled "Spendthrift Trusts"*, 22 CALF. L. REV. 471 (1934).
- (2) 4 R. POWELL, THE LAW OF REAL PROPERTY 412-13 (P. Rohan ed. 1981).
- (3) 受益権に対する強制執行が禁止・制限されるといっても、受益者に支払われるべき収益からの弁済を受託者に対して直接に強制できないというにとどまるのであって、収益の支払い後受益者に対し弁済を強制することは可能である。しかし、債務者が収益受領後自ら進んで弁済に応じることは通常期待できず、といって支払いのたびごとに法的手続をとることはきわめて煩雑であるのみならず、その間に支払われた収益金が消費されてしまえば手続そのものが徒労となる。したがって、受託者に対して直接に弁済を強制できないということは、実質的には浪費者信託の受益者に対する債権は回収できないことを意味する。
- (4) ただし、受託者が受益者へ信託上の利益の配分をおこなう決定を下した場合は、受託者はその利益を直接債権者に支払う義務を負う。
- (5) Married Women (Restraint upon Anticipation) Act 1949.
- (6) 133 Mass. 170.

## 2. コモン・ロー上の妻の地位と妻の特有信託 (separate use)

コモン・ロー上、妻は夫と同一人格を構成するものとみなされ、独立した人格を有する存在とはみなされな<sup>(7)</sup>かった。Blackstone の有名な言葉を借りれば、<sup>(8)</sup>「婚姻によって、夫と妻とは法律上一人となる。すなわち婦人の存在または法律上の存在そのものは、婚姻の間停止されるか、または少なくとも夫のそ

### 浪費者信託誕生史の素描

れに合体統合される」のである。したがって、婚姻期間中 (during the coverage) は、妻は夫から独立して財産を取得し、あるいはこれを保有することはできなかつた。婚姻の効力として、夫は、婚姻時に妻に帰属した財産および婚姻中に帰属することになった財産について、絶対的ともいふべき強力な支配権を有した。このような状態は妻のみならず、妻の家系の側にとっても満足いくものではなかつた。というのは、夫の支配権は理想的には妻を扶養する義務と表裏一体をなすものであつたが、夫がその義務を懈怠しても、コモン・ローは妻に十分な保護を与えることはできなかつたし、また妻の家系の側からみれば、本来妻あるいは妻の血を継ぐ子孫の生活維持のために与えられた財産が、夫の野心的な事業や浪費癖のために費消され、妻の血が途絶えたときにも、その財産が妻側の家系に戻らず、むしろ夫側の家系に受け継がれていくことになる危険が常に存在したからである。このようなまことに不利な立場におかれた妻に救いの手を差し伸べたのは、夫を「敵」とみたエクイティ<sup>(11)</sup>である。

エクイティは、妻の特有信託 (separate use) 制度を発展させ、妻の救済に乗り出したのである。妻の特有信託制度の萌芽は、16世紀末葉にまで遡ることができる<sup>(12)</sup>が、それが一応の完成をみたのは18世紀中葉の Hardwicke 大法官の時代である。エクイティ裁判所は、婚姻前または婚姻後において、ある財産が受託者に譲渡・遺贈され、それを「もっぱら妻の利益のために」 (for separate use of the married woman) 用いるよう指示がなされている場合、コモン・ローとは異なり、同財産に対する夫や夫の債権者の支配・追求を認めず、妻が当該財産上の利益を自由に享受・処分することを認めた。すなわち、このようにして設定された separate use = separate estate (特有財産) に関しては、エクイティ上妻は未婚女性 (*feme sole*) として扱われ、それを生前に処分することも、遺言によって処分することもできることになったのである。また、特有信託を設定するには特別の文言や様式は必要とせず、当該の財産を妻の財産として与える意思が明確に示されていれば十分であるとされ、さらに受託者が特に指名されていない場合は、夫がその財産のコモン・ロー上の財産権 (legal estate) を受託者として保有するものとされた。

ところで、ここで注意しておかなければならないことは、妻の特有信託制度は、少なくともその制度誕生の当初においては、両性の平等という理念にもとづく女性＝妻の保護ということより、妻の家系に属すべき財産の保護という前近代的な考えにその基礎をおいていたということである。この観点からみる場合、妻の特有信託制度は、利点と危険性が隣合わせになっていた。というのは、妻が夫の甘言や圧力に屈することなく、強い信念をもって財産の管理にあたる場合には、夫はコモン・ローと異なり法的権利をもたない以上、特有財産には一指も触れることはできなかったが、他面妻が自由な処分権を有するが故に、自由意思の装いのもとに、夫の甘言や圧力に屈してその財産を夫の利益のために処分してしまえば、妻の財産の保護という目的は破綻することになったからである。このような危険性は、既に Hardwicke 大法官の時代には認識されるようになっており、事実夫の不当な圧力を理由として、妻による財産処分の無効が主張された事例もみられたのである<sup>(14)</sup>。しかし、家庭内で生じる事柄の立証はきわめて困難であり、この点からのアプローチは有効ではなかった。したがって、妻の生活を保障し、妻の家系に属する財産を保護するためには、さらに何らかの手段を講じる必要が生じていたのである。

- (7) イギリスにおける妻の財産法上の地位の歴史的変遷を理解するにあたり参考にした主要な文献は、次のとおりである。2 H. STEPHEN, NEW COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND 296-313 (1842); E. SNELL, THE PRINCIPLES OF EQUITY 450-71 (24 th ed. P. Baker, 1954). また邦語訳のある文献としては、A. DICY, LECTURES ON THE RELATION BETWEEN LAW AND PUBLIC OPINION IN ENGLAND DURING THE NINETEENTH CENTURY 395-96 (1905), 菊地勇夫監修, 清水金二郎訳, A. V. ダイシー「法律と世論」339-67頁(昭和47年)がある。さらに、この問題に関する詳細な邦語論文として、浅見公子「イギリスにおける妻の財産法上の地位」(1-3)北大法論12巻3号120頁(昭和37年), 同12巻4号69頁(昭和37年), 同13巻1号104頁(昭和37年)があり、たいへん参考になった。
- (8) 1 W. BLACKSTONE, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND 430 (1 st ed. 1765). 内田力蔵「イギリス家族法の基本原理」44頁(昭和25年)より引用。

## 浪費者信託誕生史の素描

- (9) Kahn-Freund, *Matrimonial Property Law in England*, in *MATRIMONIAL PROPERTY LAW* 273 (W. Friedman ed. 1955).
- (10) 厳密に言えば、物的財産 (real property) については一定の留保が必要である。というのは、確かに妻は夫の同意を得て相続不動産権 (estate of inheritance) を処分することができたのであるから、妻が夫の甘言や圧力に屈してその処分をおこなえば、当該の土地は妻の家系に永遠に復帰しない危険性が存在したが、この種の処分は和解譲渡 (levying a fine) の手続でおこなわれるのが常であり、この手続では、裁判官は、夫とは別に妻を個人的に尋問し、妻の行為が任意のものであるかどうかを確認の上譲渡の許可を与えたので、この危険性に対しては一応の保護策がとられていたからである。しかも、妻は、1540年の Statute of Wills (34 & 35 Hen. 8 c. 5 § 14) によって遺言処分を禁止されており、したがって妻が夫の甘言や圧力に屈しない限り、確実に妻の家系に受け継がれていた。和解譲渡については、J. BAKER, *AN INTRODUCTION TO ENGLISH LEGAL HISTORY* 259 (1st ed. 1971), 小山貞夫訳、ベイカー著「イングランド法制史概説」447頁 (昭和50年) を参照。
- (11) DICY, *supra* note 7. at 374. 清水訳、前掲書 (註7) 349頁。
- (12) 5 W. HOLDSWORTH, *A HISTORY OF ENGLISH LAW* 309-15 (3d ed. 1945)
- (13) 人的財産 (personal property) については、Hardwicke の時代にはこの原則は十分に確立していた。12 W. HOLDSWORTH, *A HISTORY OF ENGLISH LAW* 276 (1938). 物的財産に設定された特有信託については、信託証書で指名権 (power of appointment) が付与されている場合は、その定めに従って生前・死後処分できたが、その定めがない場合、または定めがあってもその定める様式に従わない場合、この時代はその処分は効力を有しなかった。物的財産に設定された特有信託について、指名権の定めがなくとも、またそれに従わなくても、当然に処分権が認められるようになるのは、1865年の Taylor v. Meads 事件 (4 Deg. J. & S. 597) である。ただし、1778年の Hulme v. Tenant 事件 (1 Bro. C.C. 16) では、地代・収益については、指名権が付与されていなくても処分できることが承認され、この原則は崩れはじめていた。
- (14) Grigby v. Cox (1750) 1 Ven. Sen. 517.

### 3. 期限前処分禁止制度の成立

妻の特有信託制度の欠陥を是正しつつ、他面その優れた点を維持し、妻の生活とその財産の保護を一層確実なものとしたのが、期限前処分禁止（restraint on anticipation）制度である。大法官裁判所は、妻の特有信託の設定において、設定者がその設定証書に当該の財産の処分または収益の期限前処分を禁止する文言を挿入している場合、特有財産に対する夫および夫の債権者の支配・追求を排除する一方で、その文言の有効性を認め、妻から特有財産の元本を譲渡し、あるいは発生する収益をその発生前に処分する権限を奪うことによって、妻自身の無思慮な行為からその財産を保護したのである。別言すれば、大法官裁判所は、設定者の意思にもとづいて、特有信託により妻に与えられるエクイティ上の財産権である受益権の処分を禁止・制限することによってこの目的を達成したのである。

期限前処分制度の発案者は、同制度の起源を探求した W. Hart <sup>(15)</sup> によれば、1778年から1792年までの間大法官を務めた Thurlow であった。Thurlow は、その在任中に関与した 1791年の Pybus v. Smith <sup>(16)</sup> 事件において、特有信託制度の限界をまさに身をもって体験し、その経験を踏まえてこの制度を発案したのである。

この事件は、ある男が当時大法官裁判所の後見を受けていた未成年の女子相続人と他国に駆け落ちして婚姻し、ほどなく両名が帰国して大法官裁判所に出頭したことから始まった。大法官は、妻の財産を保護するために、夫が同財産に支配権を行使できないような継承的財産権設定をおこなうよう命じた。1785年の5月6日におこなわれた継承的財産権設定では、妻の財産は受託者に譲渡され、物的財産については、受託者は、地代その他の収益を妻が生涯の間受領するのを認めるか、またはそれを彼女が適宜指名する者に支払い、指名がない場合は、それをもっぱら同人の利益のために同人に直接支払い、同人死亡後は、子供がない場合は、彼女の指名する者、指名がない時はその相続人の信託のた

## 浪費者信託誕生史の素描

めに保有するものとされた。一方、人的財産についてもほぼ同様の指示がなされていた。大法官がこのような継承的財産権の設定を命じたのは、当時夫が原告（銀行家）に多額の債務を負っており、妻の財産が夫の債務弁済に使われるのを阻止するためであった。しかし、その目論見はほどなく破綻することになる。というのは、担保の提供を求められた夫は、妻を説得し、その特有財産を担保に供させたからである。すなわち、妻は1785年8月15日に捺印証書により指名権を行使し、夫が債務を弁済しなかった場合、受託者に対し特有財産から生じる地代その他の収益を妻の生涯の間原告に支払い、その死亡後は元本を原告のために保有するよう命じた。1788年に夫は破産し、原告は受託者に対し特有財産からの収益の支払いその他の処分を求めたが拒否されたために、大法官裁判所に訴訟を提起した。

判例集のレポートによれば、<sup>(17)</sup>この訴訟の提起を受けた大法官は、妻の「無思慮な行為からその財産を守ることができるようなエクイティ裁判所の原則を見出すために懸命な努力をした」とされている。しかし、特有財産に関しては、妻はエクイティ上絶対的財産所有者として扱われるとする「判例の流れには抗しがたく」、結局原告勝訴の判決を下さざるを得なかったのである。すなわち、本件では、妻の特有信託の設定の段階から大法官裁判所が関与し、妻の生活と妻の財産を夫や夫の債権者から保護するために、その叡智を集めて本件継承的財産権設定を指示したにもかかわらず、このような原則がエクイティ上確立してしまっている以上、妻自身の思慮深さに期待する以外何ら有効な手立てを講じることはできなかったのである。かくして、大法官が妻のために心を砕き設定を命じた継承的財産権設定は、わずか3ヶ月後に妻自身の無思慮な行為によって無に帰することが運命づけられ、5年後には大法官自らその全財産を奪うことになる判決を下すことになったのである。

このような苦い経験が、Thurlowをして期限前処分禁止制度の発案へと向かわせることになったのであるが、同制度の基本的な考え方は既に本件判決の中で示されていた。すなわち、彼は、「もし親の意思が子供に生活の糧を、彼女がそれを譲渡できないようなかたちで与えたいということであるなら、それ

を妨げるものは何もない。しかし、その意思は明確な文言で表示されていなければならない<sup>(18)</sup>」と述べ、特有信託の受益権は設定者の明示の意思によってその処分を制限・禁止することができるという考えを提示していたのである。期限前処分制度は、まさにこの考えを基礎にして誕生してくるのである。この間の事情を伝えるのが、Thurlowの年来の友人であり、彼のひとり後に大法官に就任したLord Eldonである。Eldonは、いくつかの事件でこのことに言及しているが、それらによれば、信託収益の期限前処分を明示的に禁止する「“and not by anticipation”」という言葉は、Lord Thurlowが受託者となったMiss Watsonのための継承的財産権設定のなかに挿入されたものであり<sup>(19)</sup>、「Miss Watson事件より以前に、“and not by anticipation”といった文言が挿入されることはなかった。これらがLord Thurlow自身の言葉であることは疑いがない。なぜなら、私はこのことについて彼と何度も議論してきたからである<sup>(20)</sup>」としている。そして、Eldonは、このような文言によって妻の特有財産の処分権を制限できるのは、妻が処分権を有する特有財産というものは、エクイティが作り出したものであり、従ってまたエクイティは、このような文言によってその処分権を制限することもできるというのがThurlowの考え方であった<sup>(21)</sup>としている。

Hartは、このようなEldonの言葉を手懸かりにして、期限前処分禁止制度の発案者はLord Thurlowであり、しかしそれは大法官として同制度の有効性を認めたということではなく、Miss Watsonのための継承的財産処分の受託者として、その証書の起草に関与し、信託収益の発生前の処分を禁止する“and not by anticipation”という文言の挿入を助言したということであり、そしておそらくこのような文言の有効性が承認された事件が、Miss Watson caseであった<sup>(22)</sup>としている。問題は、Eldonが当然誰でも知っている事件であるかのごとくに述べているWatson事件の判例が、現時点では発見されていないということである。そこで、Hartは、Eldonの言葉とThurlowが大法官を辞職した日時、彼の死亡日とを繋ぎ合わせることによって、期限前処分を禁止する文言の有効性が承認された時期を次のように推測している。まず、

### 浪費者信託誕生史の素描

1791年の8月3日に判決が下った *Pybus v. Smith* 事件以前でないことは確かであり、また大法官在任中ということは *Eldon* の文言からして考え難いことから、1792年6月15日以降ということになり、一方 *Lord Thurlow* が死亡したのは1806年9月12日であるが、*Eldon* は既に1804年5月12日に判決を下した *Jones v. Harris* 事件<sup>(23)</sup>において、*Thurlow* がこの文言の発案者であったと述べており、結局その期間は、1792年6月15日から1804年5月12日の間であったということになる<sup>(24)</sup>としている。

かくして、ほぼ1800年を境として、妻の特有信託の設定者は、その設定証書に信託収益の期限前処分または受益権自体の処分を禁止する文言を挿入することによって、妻から特有財産の処分権を奪い、妻の財産を夫や夫の債権者の支配・追求から保護することが可能となった。そして、それは同時に、歴史的にみれば、信託設定者の意思によって受益権の処分を禁止することができるという点において、浪費者信託の誕生へと繋がる道が切り開かれたことを意味したのである。

(15) *Hart, The Origin of the Restraint upon Anticipation*, 40 *LAW Q. REV.* 221 (1924).

(16) *Pybus v. Smith* (1791) 3 *Bro. C. C.* 340. 本件の第一回目の審理は1790年に開かれている。*Pybus v. Smith* (1790) 1 *Ves. Jun.* 189. また本件については、*Hart* が期限前処分禁止制度の起源について論じた註(15)の小論の中で簡潔にして平易な紹介をおこなっており、本節の以下の論述はこの小論に依拠したものである。

(17) 3 *Bro. C. C.* 347 n. 1.

(18) 3 *Bro. C. C.* 347.

(19) *Parkes v. White* (1804) 11 *Ves. Jun.* 209, 221.

(20) *Brandon v. Robinson* (1811) 18 *Ves. Jun.* 429, 434.

(21) *Id.* at 434-35. *Jackson v. Hobhouse* (1817) 2 *Mer.* 483, 487-88.

(22) *Hart, supra* note 15, at 225.

(23) *Jones v. Harris* (1804) 9 *Ves. Jun.* 486.

(24) *Hart, supra* note 15, at 225-26. なお、*Hart* の以上の見解に対する筆者な

りの疑問については、拙稿「妻の特有信託と期限前処分禁止制度の誕生」法学新報96巻6号（平成元年）を参照。

#### 4. イギリスにおける浪費者信託の不成立

浪費者信託の発展という観点からみた場合、妻の特有財産に関して認められた期限前処分禁止制度の意義は、従来処分の自由が認められてきた信託受益権、別言すればエクイティ上の財産権も、信託設定者の意思によってその処分を禁止・制限することができるという点にある。問題は、当時妻がおかれた特別な法的地位が勘案されて認められたこの制度が、通常の成年男子にも認められるかということであった。もし、この制度が成年男子にも認められるとなれば、息子の行く末を心配する親の立場からは、息子の無思慮な行動や事業の失敗といった人生の有為転変から生じる不幸から息子の生活を保護することが可能となり、そのような心情をもつ親たちが、妻の特有財産に関して生じた新たな展開を見過すはずがなかった。早くも、1808年には、息子の浪費癖を心配した親が期限前処分禁止条項を盛り込んだ信託を設定している。そして、親の心配どおり息子は破産し、期限前処分禁止条項の有効性を争う事件が1811年に発生している。Branden v. Robinson<sup>(25)</sup>事件がこれである。

##### [事実の概要]

遺言人はそのすべての人的、物的財産を被告 Robinson ら受託者に信託付で遺贈し、その財産を売却するとともに、その売買代金を遺言人の死亡時に生存するすべての子供に平等に分割して子供の利益のために用いるよう命じた。ただし、息子のひとり Thomas Goom に配分される分については、それを公債に投資し、その配当金は適宜 Thomas に直接支払うか、もしくは同人の自署による指図・受領書にもとづいて支払い、将来生じる配当金は配当前に譲与、譲渡その他の処分をおこなってはならない旨定め、Thomas の死亡時に元本は、配当金その他の収益ともども、同人が無遺言で死亡した場合にその人的財産に権原を有することになる者に支払うよう

## 浪費者信託誕生史の素描

指示されていた。遺言人の死亡後、Thomas は成年に達し、その後破産するに至った。原告 Brandon は、破産管財人として、本件遺言信託の実行を求めるとともに、Thomas に配分される財産の支払いを請求した。

大法官 Eldon は、遺言人の課した制限を無効とし、破産管財人の請求を認める判決を下した。Eldon は、生涯権に関して、権利剥奪型制限 (forfeiture restraints)<sup>(26)</sup> を有効とし、不能型制限 (disabling restraints)<sup>(27)</sup> を無効とするコモン・ロー上の区別をそのままエクイティ上の財産権に適用することによってこの結論を導き出している。すなわち「ある者に財産をその者が破産するまでの間与えることができることは疑いがない。また、一般的にいて、財産がある者にその生涯の間与えられる場合、譲与者は生涯権にともなうその属性 (incidents)——この場合は譲渡権——を奪うことができないことも同じく明らかである。既にみたように、ある者に破産するまで財産を与え、破産後はそれを他の者に与えることと、ある者に生涯の間財産を与え、その売買または譲渡を禁止する条件を付すこととはまったく異なったことである」と述べている。その上で、Eldon は、本件遺言の文言は、譲渡を解除条件とする生涯権 (life interest determinable by alienation) を設定する文言 (limitation) とみることはできず、生涯権を付与し、それに譲渡を禁止する条件 (condition) が付されたものにすぎないと認定し、そのような条件は、生涯権という財産権 (estate) の本質に反し、無効であると判断したのである。<sup>(28)</sup>

一方、Eldon は、妻の特有財産に関して認められた期限前処分禁止の制度は、成年男子の財産には適用できないとする立場を採った。妻の特有財産は、妻のコモン・ロー上の地位つまり無能力者であるという事実を考慮したエクイティの創造物であり、エクイティが妻を財産の所有者とし、妻としてそれを譲渡できる権限を与えたのであるから、エクイティは、妻の権限を制限することもできるが、成年男子はコモン・ロー上財産を保有する能力を有するが故に、エクイティは勝手にコモン・ローが財産の属性として与えた譲渡権限を奪うことはできないというのがその理由である。<sup>(29)</sup>

このように Eldon は、妻の特有財産に関して認められる期限前処分禁止の

原則は成年男子には適用できないとする一方、コモン・ロー上の権利剝奪型制限と不能型制限の区別をエクイティ上の財産権に直接持ち込み、原告勝訴の判決を下したのであるが、この場合不能型制限を無効とする理論的根拠となったのが、所謂 repugnancy theory (矛盾理論)<sup>(30)</sup>である。既に、Littleton は、コモン・ロー上の単純不動産権の譲渡に際して、譲受人による不動産権の譲渡を禁止する条件を付すことは、「もし、それが有効であるとしたら、法が譲受人に与える権限を一切奪うことになり、それは理性に反することになる<sup>(31)</sup>」と述べている。その趣旨は、不動産権の内容は法が定めるものであり、譲渡人が勝手に不動産権の内容を変えることは許されないということであろう<sup>(32)</sup>。法が単純不動産権とその譲渡権とを不可分のものとしている以上、譲渡権をとみなわない単純不動産権の譲渡というものは、法の定義する単純不動産権の本質に「矛盾し」、したがって無効ということになるのである。このような矛盾理論の展開という観点からみた場合、本件の意義は、それまでもっぱらコモン・ロー上の不動産権に適用されてきたこの理論がエクイティ上の生涯権にまで拡大されたという点にある。

以上のような Branden v. Robinson 事件の判決の結果、イギリスでは浪費者信託の発展の芽は早々と摘まれてしまい、ついに実を結ぶことはなかったのに対し、エクイティ上の不動産権に対する権利剝奪型制限の有効性が示唆されたことによって、保護信託の発展の芽が育まれていくことになったのである。

(25) Branden v. Robinson (1811) 18 Ves. 429.

(26) 権利剝奪型制限とは、譲渡証書により、譲受人が譲渡された財産権を再譲渡しようとしたり、譲受人の債権者がそれを差押えしようとした場合に、譲受人の権利が消滅し、その権利が譲渡人に復帰する、または第三者に移転する旨定められている場合をいう。権利剝奪型制限は、コモン・ロー上それが単純不動産権に課されている場合は、一般的には無効とされたが、生涯権や定期賃借権に課される場合は、有効とされた。

(27) 不能型制限とは、譲渡証書により、譲受人が譲渡された財産権を再譲渡したり、譲受人の債権者がそれを差押えるのを直接禁止する場合をいう。不能型制限は、

## 浪費者信託誕生史の素描

それがコモン・ロー上の不動産権に課される場合は、単純不動産権、生涯権、定期賃借権を問わず、無効とされた。

(28) 18 Ves. 433-34.

(29) *Id.* at 434-35.

(30) Alexander, *The Dead Hand and the Law of Trusts in the Nineteenth Century*, 37 STAN. L. REV. 1189, 1224-27 (1985).

(31) T. LITTLETON, TREATISE OF TENURE §360 (T. E. Tomlins trans. and ed. 1841); 1 E. COKE, INSTITUTE OF THE LAWS OF ENGLAND 222b-223a (F. Hargrave and C. Buttler ed. 1832).

(32) Alexander, *supra* note 30 at 1225-26.

## 5. アメリカにおける浪費者信託の誕生前史

Branden v. Robinson 事件の法理は、アメリカにおいても19世紀の前半は踏襲されて<sup>(33)</sup>おり、アメリカで浪費者信託が全面的な開花をみるのは、19世紀の後半のことである。しかし、このことには例外がないわけではなかった。そのひとつが、ニュー・ヨーク州である。しかし、同州における浪費者信託の誕生は制定法を契機としたものであったという点で、判例の展開のなかに浪費者信託誕生の軌跡をたどるという本稿の目的からは別の取り扱いを必要とするものであり、またこの問題については既に別稿で論じているのでここでは触れない<sup>(34)</sup>ことにする。

いまひとつの例外は、ペンシルヴェーニア州<sup>(35)</sup>である。同州では、1850年以前から、受益権の任意・非任意譲渡の制限を実質的に是認する判例がだされていた。しかしながら、この場合に注意しなければならないことは、この時代同州にはエクイティ裁判所が存在せず、もしエクイティ上の財産権に対する強制執行をおこなおうとすれば、それはコモン・ロー上の強制執行の手続によっておこなわなければならなかったということである。このため、能動信託と受動信託の区別が強調され、受動信託の受益者は常にコモン・ロー上の財産権を有するものとされた（例えば、二重ユースの第二のユースや動産の受動信託にもユース法

の適用があるとされた) し、また他州では能動信託とされるものでも、受動信託とされ、例えば、地代その他の収益を受領し、それを受益者に支払うよう命じる信託でも、受益者はコモン・ロー上の財産権を有するとされたのである。しかし、このような方法によって、エクイティ上の財産権にコモン・ロー上の強制執行の手続を適用することには自ずと限界があり、すべてのエクイティ上の財産権をその手続の対象とすることはできなかった。ペンシルヴェーニア州において、実質的に浪費者信託を是認する判決が下されたのはこのような特殊な事情を背景としていた<sup>(36)</sup>のである。

例えば、1829年の Fisher v. Taylor<sup>(37)</sup> 事件を例にとりあげてみよう。この事件において、遺言人は、遺言執行人に対して、ふたりの息子に直接遺贈される土地の一部から拋出される金銭を用いて新たに土地を購入し、それを別の息子 Sample の信託財産として保有し、その地代その他の収益を Sample に与えるよう命じるとともに、同地代その他の収益は、Sample によって既に負担され、もしくは将来負担される契約上の金銭債務の支払いに充当してはならない旨定めていた。裁判所は、本件信託は、能動信託であり、コモン・ロー上の不動産権は遺言執行人に帰属し、Sample はコモン・ロー上の強制執行の対象となるような財産権は有しないと判示した。この判決の結果、Sample のための信託は浪費者信託として機能することを是認されたことになるが、しかしそれはあくまでも Sample の信託上の権利をコモン・ロー上の財産権に擬することができなかった結果にすぎないのであって、受益権の任意・非任意の譲渡を禁止する文言の有効性が正面から是認された結果ではなかったことに注意する必要がある<sup>(38)</sup>。

このようにペンシルヴェーニア州では、浪費者信託を是認する判決はエクイティ裁判所が存在しないことを背景として下されたにすぎないのであるが、そのような判決が積み重なっていくうちに、受益権の任意・非任意譲渡を制限する信託は、同州に確固とした根をおろしていった。そして、後に同州の裁判所がエクイティ裁判管轄権を獲得するに至った時、裁判官のなかにはそのような法の状態を嘆く者も現われた<sup>(39)</sup>が、そのときには時既に遅く、浪費者信託は揺るぎない基盤を獲得していたのである。これら初期の判例は、同州における浪費

## 浪費者信託誕生史の素描

者信託の基礎となっただけでなく、他の法域でも、これらの判決の背景にあった特殊な事情は考慮されないまま、しばしば引用されるようになり、合衆国における浪費者信託誕生の重要な要因となった。とりわけ、浪費者信託の誕生の一大契機となった *Nicholas v. Eaton* 事件判決に与えた影響は大きく、浪費者信託について詳細な研究を発表した E. Griswold は、この点について、次のように述べている。<sup>(40)</sup>

「ペンシルヴェーニア州の特殊な状況に基礎をおくこれら初期の判例が、もし違ったかたちで下されていたら、*Nicholas v. Eaton* 事件の傍論は書かれていなかったであろうし、したがってまた浪費者信託も今日のようなかなり広い範囲にわたる承認を受けることはなかったであろう」。

(33) *Hallet v. Thompson*, 5 Paige Ch. 583 (N. Y. Ch. 1836); *Mebane v. Mebane*, 39 N. C. (4 Ired. Eq.) 131 (1845); *Helth v. Bishop*, 25 S. C. Eq. (4 Rich. Eq.) 46 (1851); *Tillinghast v. Bradford*, 5 R. I. 205 (1558).

(34) 拙稿「ニュー・ヨーク州浪費者信託の誕生」比較法雑誌 21 卷 3 号 1 頁 (昭和 62 年)。

(35) ペンシルヴェーニア州における浪費者信託発展史を素描したものとして、Unkovic, *Spendthrift Trusts in Pennsylvania*, 36 DICK. L. REV. 45 (1932) がある。また、J. C. GRAY, RESTRAINTS ON THE ALIENATION OF PROPERTY § 214-235 g を参照。

(36) *Id.* at § 214-17.

(37) *Fisher v. Taylor*, 2 Rawle 33 (Pa. 1829).

(38) わが国においては、1824 年のマサチューセッツ州の *Braman v. Stiles* 事件判決 (2 Pick. 460) をもって浪費者信託の嚆矢となし、判例による同制度の誕生を 19 世紀の前半に求める見解が発表されている。しかし、この事件の判決も *Fisher v. Taylor* 事件と同様なエクイティ裁判所の不存在という歴史的背景をもって下されたものであり、ただちにこの判決を浪費者信託の嚆矢とすることには無理があるように思われる。本件の概要は次のとおりである。

### [事実の概要]

遺言人は、その終意遺言書の中で、妻に一定の遺贈をおこなった後、「すべて

の残余財産および残余権を子供に一定の割合で与える」と規定するとともに、遺言執行人に対し、息子のひとりである Jonas Stile の持ち分となるべきものを他のふたりの息子 Luther Stile と Barney Stile に委ねて保有させ、彼らの裁量により、それを Jonas の生活の援助と利益のために Jonas に分け与えるよう命じた。また、遺言人は、遺言執行人に対し、相続人に最も利益となるような方法で、不動産の全部またはその一部を売却する権限を与えた。遺言人の死亡後、Jonas の債権者は、Jonas の相続財産に対する持ち分を差押える中間手続をとったが、遺言執行人は、この手続がとられた後、全相続財産の売却をおこなった。さらに、その後、遺言執行人は、この売却の相手より売却した財産の一部を再購入し、他の者とともに共有不動産として保有していた。Jonas の債権者は、この不動産の分割 (partition) を求めて訴えを提起した。

本件で主要な争点となったのは、Jonas に強制執行の対象となるようなコモン・ロー上の不動産権が帰属しているかどうかということであった。Parker 首席裁判官は、遺言書の前半の「残余財産および残余権を子供に……与える」という文言は、子供たちにコモン・ロー上の不動産権を与える趣旨であったと解釈できなくはなく、遺言書の前半と後半の文言には矛盾がみられるとしながらも、遺言書は全体として解釈されるべきであるとした上で、遺言人が Jonas の持ち分を Luther と Barney の裁量に委ねていることをもって、遺言人が両者を Jonas の受託者とする意思を有していたことは明らかであると判断している。ついで、Jonas の持ち分を両者の裁量に委ねることが合法であるかについて、これを肯定し、次のように述べている。「遺言人は、その財産を自由に処分する権限を有するのであるから、その財産が息子の債権者に渡るのを妨げたり、あるいは、おそらく本件の場合がそうであったように、息子が財産を管理する能力を失った場合に、それが息子によって浪費されるのを防ぐ権利を有する。債権者はこれに異議を唱える権利を有しない。というのは、もしこのような処分をおこなうことができないとしたら、遺言人は、本件と同様な状況では、間違いなくその財産を他の子供たちに与えることになったであろうからである」。Parker 裁判官は、このような認識にもとづき、本件遺言によって、Jonas は彼の持ち分となるべき不動産の受益者となるにすぎず、そのコモン・ロー上の不動産権は、Luther と Barney に帰属し、その不動産権は遺言執行人の売却権に服すると判示した。

一方、遺言執行人に与えられた売却権について、Parker 裁判官は、このよう

## 浪費者信託誕生史の素描

な売却権が不動産権と切り離して遺言執行人に与えられる場合、単純不動産権は売却までの間は受遺者や相続人に帰属するが、売却権が行使されるや、受遺者や遺言人あるいは彼らから権利の譲渡を受けた者は、単純不動産権を奪われ、ただちにその権利は売却権にもとづく権利取得者に帰属するというのが判例の趨勢であるとの認識にたっている。その上で、本件では、遺言執行人が売却権を行使したことによって、当該の土地に関する Jonas の不動産権は、それがコモン・ロー上のものであると、エクイティ上のものであるとに関わりなく、一切奪われ、したがってまた債権者の権利も奪われることになると判示した。

さて、Jonas の持ち分を Luther と Barney の裁量に委ねる信託文言の有効性を承認する Parker 裁判官の見解に目を奪われる限り、本件が浪費者信託の有効性を認めた判決であるとの錯覚に陥るのは当然である。しかし、注意しなければならないことは、それは本件では傍論 (obiter dicta) にすぎないのであり、本件の判決理由 (ratio decidendi) は、遺言執行人に付与された売却権の効力に関する部分である。というのは、Parker 裁判官は、仮に本件信託が無効とされ、Jonas にコモン・ロー上の不動産権が帰属していたとしても、遺言執行人の売却権の行使によって、Jonas は当該の不動産に関するコモン・ロー上の権利を失い、したがって、債権者も Jonas の権利にもとづいて partition を求めることはできないとしているからである。また、この問題となる傍論についてさえ、当時のマサチューセッツ州にエクイティ裁判所が存在していなかったことを考慮すれば、それにあまり重きをおくことには注意を要するよう思われる。というのは、このため債権者側は、Jonas にコモン・ロー上の不動産権が帰属することを主張することに腐心していたのであって、決して Jonas にエクイティ上の不動産権が帰属することを前提とした上で、その譲渡の制限の有効性を争っていたわけではなかったからである。エクイティ裁判所が存在しない場合、他の法域でエクイティ上の財産権とされるものに対して強制執行をおこなおうとすれば、何らかの方法でそれをコモン・ロー上の財産権であると主張しなければならなかったのであり、それを一定の説得力をもつたちでおこなうことには自ずと限界が存在していたのである。本件信託の有効性を認める Parker 裁判官の見解も、債権者の手の及ばない信託受益権の有効性の承認ということよりも、本件のような複雑な受益権をコモン・ロー上の権利とみなすことはできないとする点にこそ重点があったと考えるべきであろう。エクイティ裁判所が存在し、エクイティ上の財産権に

対する強制執行が一般的に認められている状況が存在していれば、債権者の主張も変わり、裁判所の判断もまた変わったことは十分考え得ることである。さらに本件信託が浪費者信託というより、裁量信託であったことにも注意しておく必要がある。

Braman v. Stile 事件判決では、確かに浪費者信託の容認につながる見解が示されていたとはいえ、以上の考察からもわかるように、本件をもって浪費者信託の嚆矢をなす判決とするには、「嚆矢」という言葉の用い方にもよるが、無理があり、少なくとも本件を浪費者信託の有効性を認めた「最初の判例」とすることはできないように思われる。

(39) Overman's Appeal, 88 Pa. 276 (1879).

(40) E. GRISWOLD, SPENDTHRIFT TRUSTS 23 (2d ed. 1947).

## 6. 判例による浪費者信託の誕生

### (1) Nicholas v. Eaton 事件

ニュー・ヨーク州やペンシルヴェーニア州などの若干の例外を別とすれば、Branden v. Robinson 事件の法理が支配していたアメリカにおいて、この法理が放棄され、浪費者信託が急速な展開をみせるのは19世紀の後半、より正確には最後の四半世紀になってからである。浪費者信託の急速な展開の推進力となったのが、1875年のNicholas v. Eaton<sup>(41)</sup> 事件である。この事件の事実関係は次のとおりである。

#### [事実の概要]

遺言人は、その財産を受託者に信託付きで遺贈し、信託財産から生じる地代その他の収益を四人の子供にその生涯の間平等に支払うよう命じるとともに、子供が死亡した場合のそれぞれの持ち分の処分についても一定の指示を与えていた。またこの遺言書には、三人の息子が信託収益を譲渡・処分したり、あるいは破産その他の理由により信託収益を直接享受できなくなった場合は、その息子のための信託はただちに終了し、息子に支払われるべき収益は、その生涯の間は、息子の妻と子供に支払い、妻子がいな

### 浪費者信託誕生史の素描

い場合は、元本に組み入れるよう命じる条項が挿入されていた。さらに、本件で特に問題となる次のような条項が含まれていた。すなわち、そこでは、死亡以外の原因で信託が終了した後において、受託者が、「義務としてではなく、その裁量によって」(in their discretion, but without its being obligatory upon them)、権利を喪失した息子または息子およびその家族に、権利喪失が生じなければ支払われるべきであった収益の全部または一部を支払い、またはその利益のために充当することは合法であるとする旨が記載されていた。遺言人死亡後、息子のひとりが破産し、破産管財人は、受託者に対して、破産した息子に支払うべく予定されていた収益を破産管財人に支払うよう求めてエクイティ上の訴訟を提起した。

法廷意見を書いた Miller 裁判官は、まず、信託収益をある者に生涯の間支払い、その者が破産した場合は、その者のための信託を終了させ、収益を第三者や破産者の妻子に支払うよう命じる信託を有効とすることが確立した法原則となっていることを確認した後、受託者はその裁量により破産した息子に信託収益を支払うことができるとする条項の有効性を問題としている。破産管財人が権利主張をおこなうことができるかどうかは、破産した息子がこの条項にもとづき裁判所によって強制できる実質的な権利 (substantial right) を有するかどうかにかかっているとした上で、Miller 裁判官は、破産した息子への支払いが受託者の「義務としてではなく、その裁量によって」できるとされている点を重視し、この条項には受託者に遺言人の息子の利益のために権限を行使する純粹の裁量権を付与すること以上のものは何も含まれておらず、したがってこの条項により、破産した息子に裁判所によって強制できる実質的な権利が与えられたと考えることはできないと判示した。そして、破産した息子への収益の支払いを強制することは、遺言人には思いもよらなかった遺言を作り、遺言人が信頼を寄せた受託者の裁量を大法官の裁量に代えることになるのであって、受託者が存在し、行為をおこなうことができるとき、エクイティ裁判所は、受託者が付与された裁量権を行使することについて干渉することはしないとした<sup>(42)</sup>。

次いで、Miller 裁判官は、以上の議論は、本件遺言がイギリスの大法官裁

判所のどのような厳しい法理に照らしても、あらゆる点で有効であることを示すためにおこなわれたにすぎず、そのことは、イギリスの大法官裁判所が財産処分権に課してきた諸々の制限を受け入れることを意味しないとして、次のように述べている。<sup>(43)</sup>

「当裁判所は、Eldon 卿の見解の中に暗黙のうちに示されているように、譲渡権は不動産生涯権の不可欠の属性であるとか、物的財産の地代や収益、人的財産の利子や配当金を個人が享受する場合、同人はその享受に必然的に伴うものとして、その金銭債務にもとづく差押えを甘受しなければならないとは考えない。……また当裁判所は、債権者を現実のものであれ、推定上のものであれ、その権利に対する詐害行為から保護することは、正義にかなった健全な政策であり、とりわけエクイティ裁判所の管轄権についてこのことは妥当するということを承認する。しかし、財産所有者は、その自由な意思の行使により財産を自由に処分することはできず、他方、所有者の好意により何らの対価も提供することなく財産を付与された者も、たとえ遺言人が愛情や好意の発露として同人に与えようとしたすべての利益を奪われることになるとしても、当該の財産を債権者に対して支払うべき自らの金銭債務の支払いに提供しなければならないとする法理は、当裁判所が当裁判所の法理であると宣言する用意のないものである」。

Miller 裁判官は、このように述べた後、もしこの法理が正当化されるとするなら、それは債権者保護という観点からなされなければならないとしながらも、合衆国の制定法も判例もそこまでは進んでいないとして、差押え制限法(exemption law)をその例として考察している。そして、差押え制限法が、その制定時に存在する債権には適用することができず、一方制定後に生じた契約には適用できるのは、債権者が契約締結時にどの財産が差押えを免除されるかをあらかじめ知ることができるからであるとし、その点にこの種の制定法を正当化する根拠を求めている。その上で、これと同じ論理を任意・非任意譲渡が制限される受益権の正当化に用いている。すなわち、そのような信託を設定する遺言書その他の証書は、公的機関に登録され、すべての人の閲覧に供される

## 浪費者信託誕生史の素描

のであるから、この種の信託の受益者と債権・債務関係を創設する者は、収益を債務の弁済に充当させることができないことを知っていたということになり、信託から生じる利益から排除されたとしても、何ら詐害されたということにはならない<sup>(44)</sup>としている。

さらに、Miller 裁判官は、先のイギリスの法理に対して、財産処分の自由という観点から次のような批判を加えている<sup>(45)</sup>。

「また、当裁判所は、財産の承認された性質……のなかに……受遺者から何らの財産的価値を受けない遺言人が、受遺者の生涯の間、贈与物にその継続的使用、間断なき利益の享受という属性を与えることができないとする理由を見出すことはできない。親や他の人を愛する者が、自分の財産を用いて、その愛する者を人生の不幸、有為転変、その人自身の無思慮や自己防衛力の欠如から可能な限り保護しようとする場合に、何故そうすることが許されないのか容易に理解することはできない」。

Miller 裁判官は、以上のような考察から、受託者に絶対的な裁量権を認める立場からも、また所有者に自由な財産処分権を認め、受益権の任意・非任意処分を制限することも可能であるとする立場からも、破産管財人の主張を斥けることはできるとして、上訴を棄却した。

本件を分析する場合にまず注意しなければならないことは、本件で争いとなった信託は、不能型制限である浪費者信託ではなく、裁量信託、より正確には権利剝奪型の保護信託 (protective trust) であったということである。したがって、その観点からすれば、受託者にその裁量により破産した受益者への収益の支払いを授権する信託条項の有効性を問題にした前半の議論だけで、本件を処理することは十分可能であったのであり、後半の議論は傍論ということになる。しかし、この傍論では、保護信託にとどまらず、浪費者信託の有効性をも承認することになる議論が展開されており、実際にこの議論が拠所となってアメリカにおける浪費者信託はその後急速な発展を遂げていくのである。その点で、本件がロード・アイランドで生じた事件であったことにも注意しておく必要がある。というのは、同州の最高裁判所は、既に1858年に信託収益の

支払い期限前処分を禁止する信託を無効とする判決を下していた。すなわち、同年の *Tillinghast v. Bradford* 事件<sup>(46)</sup>で、Ames 首席裁判官は、「そのような制限は、はなはだしく財産権の本質に反するものであり、金銭債務への充当の禁止に関する限り、善良なる法の政策に反するものであって、……もし譲渡や金銭債務を理由とする差押えがおこなわれた場合に、当該財産は他の者に付与するとされていない限り、完全に無効である」と判示していたのである。当時はまだ連邦裁判所は、連邦独自のコモン・ローを形成する権限を有するとする<sup>(47)</sup>1842年の *Swift v. Tyson* 事件判決が支配していた時代であり、したがって連邦最高裁判所がロード・アイランドの判例を否定し、受益権の任意・非任意譲渡の制限に関して連邦独自のコモン・ローをつくる用意があることを示唆したことは、他州の裁判所に重大な影響を与えることになったからである。

それでは、何故 Miller 裁判官は、保護信託と浪費者信託とを同列に扱う議論を展開したのであろうか。受益権剥奪後の保護信託ないし裁量信託と浪費者信託とは、受益者が収益の支払いを権利として要求できるかどうかで大きな違いがある。また、受益権剥奪後の保護信託ないし裁量信託では、受託者がその裁量により債務を負う受益者や破産した受益者への収益の配分を決定した場合であっても、債権者や破産管財人から請求を受けているときには、受託者は債権者や破産管財人に対して収益を支払う義務を負うものとされ、その点も浪費者信託との大きな違いとされている。しかし、この判決の時点ではまだ後者の原則は確立しておらず、これが確立するのは早くても1888年の *Coleman* 事件<sup>(48)</sup>である。現に、Miller 裁判官は、破産後受益者に対しておこなわれた25,000ドルの支払いを合法であるとしているのである<sup>(49)</sup>。また、前者の違いについていえば、本件信託のように受益者破産後であっても、受託者の裁量権の対象に破産した受益者が含まれている場合、受託者は通常信託設定者の意向を受けて受益者に有利に裁量権を行使することになるであろうし、その時に後者の原則が確立していないとなれば、保護信託は実態的には浪費者信託とほとんど変わらないものとなってくる。このように考えるならば、本件において両者の区別が意識されないまま、浪費者信託の有効性を承認することになる議論が展開さ

## 浪費者信託誕生史の素描

れた背景には、このような認識が Miller 裁判官の意識のなかにあったからであるということとはできないであろうか。

### (2) Broadway National Bank v. Adames 事件——浪費者信託の誕生

さて、Nicholas v. Eaton 事件判決の後を受けて浪費者信託の有効性をはじめ正面から承認したのは、1882年の Broadway National Bank v. Adames<sup>(50)</sup> 事件におけるマサチューセッツ州最高裁判所の判決である。同事件の概要は次のとおりである。

#### [事実の概要]

本件被告の兄は、75,000ドルを遺言執行人に信託付きで遺贈し、遺言執行人は同金員を投資し、その純収益を弟の生涯の間年二回適宜弟本人に支払うか、または同人書面による指図もしくは受領書に従って支払うよう命じた。そして、いずれの場合も、当該収益の支払いは弟の債権者の干渉を排除するとともに、収益を期限前に処分してはならない旨定めていた。被告の債権者は、本件信託収益からの債務の弁済を求めて、エクイティ上の訴状を裁判所に提出した。上訴棄却。

Morton 首席裁判官は、まず、譲渡禁止の条件は、譲与される財産権の本質に矛盾するが故に無効とするのがコモン・ロー上の原則であることを認め、「このような条件によって、譲渡人は譲受人の掌中にある財産からその法的な属性、つまり譲渡性を奪うことを企てたことになるが、それは公の政策に反することになる」と述べながら、しかしこの原則は、本件のような信託の付された財産権の移転には適用されないとする。この場合、信託財産のコモン・ロー上の財産権は、その譲渡権ともども何らその属性を損なわれることなく受託者に移転し、受益者も、信託収益が支払われた時点でそのコモン・ロー上の全権原を取得するのであるから、信託元本も、その収益も、如何なる時点においても譲渡不能な状態にはないというのが、その理由である。<sup>(51)</sup>

しかし、一方、Morton 裁判官は、このコモン・ロー上の原則をエクイティ上の生涯権に適用すべきかどうかについては否定的な立場をとり、次のように

(52)  
述べている。

「……当裁判所の諸判決は、もし信託設定者の意思が、エクイティ上の生涯権者に収益について無制限の財産権ではなく、制限された財産権を与えるということである場合には、生涯権者は期限前に収益を処分することはできず、また債権者はコモン・ロー上の手続によってであれ、エクイティ上の手続によってであれ収益を差押えることはできないという原則を認めている。この原則は本件にも適用できるように思われる。本件信託の設定者は、その財産の絶対的所有者であり、弟に無制限の贈与をおこなうことも、法に反しない限りで、その適当と思う制限を付した贈与をおこなうこともできる完全な財産処分権を有していた。設定者の意思が、信託財産から生じる収益を年に二回受領するだけの権利しか与えるものでなかったことは明らかであり、その収益も、支払い前ではなく、支払いがおこなわれた時点で弟の絶対的な財産となるにすぎなかった。このような設定者の意思は、公の政策に反しない限り実現されるべきものである。受益者に与えられた財産権の本質には、これを妨げるものはない。……もし公の政策に反することがあるとすれば、それが債権者を詐害することになるということだけである」。

Morton 裁判官は、このように述べて譲渡の禁止に関するコモン・ロー上の原則はエクイティ上の生涯権には適用できないという立場を明らかにした。次いで、エクイティ上の生涯権の期限前譲渡の禁止が債権者を詐害することになるかどうかについて、これを否定する見解を明らかにしているが、これを筆者なりに要約すると次のようになる。<sup>(53)</sup>

「受益者に見せかけだけの財産を与えることによって、債権者に誤解を与え、債権者はそれに惑わされて受益者に信用を与えることになると主張される。わが州ではすべての遺言書および大多数の捺印証書は公的機関に登録されており、債権者は適切な注意を払えば、受益者の権利の性質や範囲を確認することができるのである。誤った外見によって債権者が誤解するという危険は、権利剝奪型信託にもともなうものであって、何故任意譲

## 浪費者信託誕生史の素描

渡や債権者による差押えを直接禁止することが許されず、権利を剝奪したり、その権利を他の者に与えたり、あるいは受託者に裁量権を与えることによって同一の結果を間接的に達成することが許されるのか理解できない」。

Morton 首席裁判官は、本件信託の有効性を承認するについて、①譲渡の禁止はコモン・ロー上の財産権の本質に矛盾し、公の政策に反する、②しかし、この原則はエクイティ上の財産権には適用されない、③信託設定者は、財産の絶対的所有者として、適当と思う制限を付した贈与をおこなうことができるが、その制限は公の政策に反するものであってはならない、④エクイティ上の生涯権の譲渡の禁止という制限が公の政策に反することがあるとすれば、債権者を詐害することになるということだけである、⑤信託の登録がおこなわれる以上債権者詐害とはならないという論理構成をとり、本件信託の有効性を承認したのである。同裁判官の立論の特徴は、財産処分の自由を出発点としながら、それを制限する原理として「公の政策」をもちだし、しかもそれを二重の意味で用いることによって、本件処分の有効性を判断しているという点にある。まず、譲渡の禁止がコモン・ロー上の財産権の本質に矛盾し、公の政策に反するというとき、彼はその公の政策の中身として「物の流通性」を取り出している。ある財産にエクイティ上の財産権が存在していない場合、そのコモン・ロー上の財産権は財産の処分権と利益の享受権とが統合されたものと把握され、したがってその譲渡の禁止は当該財産の流通性を阻害することになるのに対し、財産の管理・処分権と利益の享受権とを分離する信託においては、エクイティ上の財産権は利益の享受権にすぎず、その譲渡の禁止は物の流通性を阻害することにはならない。Morton 裁判官が譲渡の禁止に関するコモン・ロー上の原則がエクイティ上の生涯権には適用できないとした理由の背景には、まさにこのような認識があったのである。その上で、エクイティ上の生涯権の譲渡の禁止について、債権者詐害といういまひとつの「公の政策」をもちだしている。そして、この点では、Nicholas v. Eaton 事件と同一の見解をとり、大多数の信託証書は公的機関に登録されており、債権者は適切な注意を払えば、受益者の権

利の性質や範囲を確認することができるのであるから、債権者を詐害することにはならないとしたのである。

さて、このようにして *Broadway National Bank v. Adames* 事件において初めて正面からその有効性が承認された浪費者信託は、この判決およびそれを背後から支えた合衆国最高裁判所の *Nicholas v. Eaton* 事件判決の影響のもとに、その後急速に各州で受け入れられていった。John Chipman Gray は、1883年に *Nicholas v. Eaton* 事件判決が如何にコモン・ローの伝統に反するものであるかを論証するために単行論文を出版し、1895年にこれを大幅に増補した第二版を發表しているのであるが、その序文の中で次のように述べている<sup>(54)</sup>。『1876年に、私は、*Nicholas v. Eaton* 事件における合衆国最高裁判所の意見に対する驚きを多くの法律家と分かち合った』。第一版の序文で、私はこのように書いた。この驚きという言葉は、まったく不十分なものであった。……もし私が判例の流れを変えたいという希望のもとで本書を執筆していたとしたら、私は悲嘆にくれなければならないことになる。新しい法理の軍門に下る州が次から次と現われているからである……。初版において浪費者信託に反対の立場をいち早く鮮明にした Gray が、そのわずか12年後にはこのような敗北宣言をしなければならないほど、浪費者信託は急速な発展を遂げたのである。そして、*Broadway National Bank v. Adames* 事件の約50年後に、Austin Scott は信託法の発展を振り返り、その期間中に最も発展を遂げた制度として、法人受託者とならんで浪費者信託の名を挙げるほどにまでなっていたのである<sup>(55)</sup>。

しかし、この頃から権利の社会性ということが重視されるようになり、それまで財産所有者の処分の自由を中心にその正当性が主張されてきた浪費者信託は、債権者との対比において、債務者＝受益者保護に厚過ぎるという批判を受けようになり、転機を迎えることになる。すなわち、一定の範疇の債権者には浪費者信託の受益権に対する強制執行を認めたり、保護を受ける信託元本または収益の額に上限を設けたり、あるいは受益者に指名できる者の範囲を設定者の近親者に限定するなど、判例または制定法により浪費者信託に何らかの制限を設けるべきであるとする考えが現われてくるようになる。今日では、47州

## 浪費者信託誕生史の素描

で浪費者信託の有効性が承認されているが、その多くはこのような制限のもとにおかれているのである。

- (41) *Nichols v. Eaton*, 91 U. S. 716 (1875).
- (42) *Id.* at 721-25.
- (43) *Id.* at 725.
- (44) *Id.* at 725-26.
- (45) *Id.* at 727.
- (46) *Tillinghast v. Bradford*, 5 R. I. 205 (1558). 本件事実の概要は次のとおりである。

遺言人は、受託者に対して、ある土地を信託付きで遺贈し、その地代その他の純収益を息子に生涯の間支払い、息子の死亡後は、同人の遺言による指示にしたがって当該の土地を譲渡し、無遺言の場合は息子の法定相続人に譲渡するよう命じた。そして、息子への収益の支払いは、収益が生じた時点で適宜おこない、それらを期限前に処分することを禁止し、もっぱら息子の利益のためにその支払いをおこなうよう定めていた。息子が破産し、破産管財人は、受託者に対し収益の支払いを求めて訴訟を提起した。

- (47) *Swift v. Tyson*, 16 Pet. 1 (1842).
- (48) *In re Coleman*, (1888) 39 Ch. Div. 443.
- (49) 91 U.S. 730. もっとも、Gray はその支払いは破産前であったとしている。  
GRAY, *supra* note 35 at § 265a n. 2.
- (50) *Broadway National Bank v. Adames*, 133 Mass. 170 (1882).
- (51) *Id.* at 171-72.
- (52) *Id.* at 173.
- (53) *Id.* at 173-74.
- (54) GRAY, *supra* note 35 at iii.
- (55) *Scott, Fifty Years of Trusts*, 50 HARV. L. REV. 60 (1936).

## 7. おわりに

浪費者信託の起源を求めてアメリカ合衆国の各州における浪費者信託導入の

過程を研究する場合、大まかに言えば、そこにふたつの流れがあることに気づくことになる。すなわち、制定法を契機としてその有効性が承認された州と判例法の発展によってその有効性が承認された州とに分けられるということである。前者の代表例がニュー・ヨーク州であり、同州では *Nicholas v. Eaton* 事件より遡ること40年ほど前から制定法によって浪費者信託と呼ぶことのできる信託の有効性が承認されていた。筆者の先稿「ニュー・ヨーク州浪費者信託の誕生<sup>(56)</sup>」は、同州における浪費者信託の誕生とその発展の過程を素描したものである。しかし、浪費者信託発展の全体的な流れからいえば、後者の流れこそ本流であり、多くの州は、*Nicholas v. Eaton* 事件と *Broadway National Bank v. Adames* 事件の後を受け、続々と判例を通じて浪費者信託の有効性を承認していったのである。本稿は、浪費者信託の起源に関する第2番目の論稿として、判例の発展を通して浪費者信託の有効性が承認されてくる過程を素描することを目的としていた。本稿で特に明らかにしたかったことは、(1)受益権の任意・非任意処分を設定者の意思により禁止・制限することができるという浪費者信託の根底にある考え方の萌芽は、イギリスの妻の特有信託に関する期限前処分禁止制度にみられたこと、(2)期限前処分禁止制度の発案者は、1791年の *Pybus v. Smith* 事件で妻の特有信託制度の限界を知らされた元大法官の Lord Thurlow であり、その有効性が承認されたのは、1800年前後であったこと、(3)しかし、1811年の *Branden v. Robinson* 事件により成年男子のための信託に付された期限前処分禁止条項が無効とされたために、イギリスでは浪費者信託発展の可能性が失われたこと、(4)合衆国における浪費者信託発展の一大契機となったのは、1875年の *Nicholas v. Eaton* 事件における合衆国最高裁判所判決であり、そこでは傍論ながら、財産処分自由の観点から浪費者信託を容認する見解が示されていたこと、(5)1882年の *Broadway National Bank v. Adames* 事件判決ではじめて正面から浪費者信託の有効性が承認されたが、そこでは財産処分の自由を出発点としながら、エクイティ上の財産権の処分の禁止・制限は、コモン・ロー上の財産権の処分の禁止・制限と異なり、「物の流通性」を阻害することにはならず、また多くの場合信託の設定は公の機関に登録される

## 浪費者信託誕生史の素描

ために債権者を詐害することにもならないことが、その有効性を承認する理由として挙げられていたこと、である。

このような「まとめ」が示すように、本稿は、浪費者信託誕生に至る過程の節目、節目において重要な意義をもった判例の分析に重点がおかれており、それが同時に本稿の限界ともなっている。かつて、L. Friedman は、浪費者信託誕生の原因を19世紀最後の四半世紀の合衆国における社会的・経済的状況に求め、当時の好況と不況とが交互に襲ってきた「危機の時代」(age of crisis)を背景として、産業資本家の資産・家産維持の要請から浪費者信託は誕生したとする見解を発表した。<sup>(57)</sup>一方、Friedmanとは異なり、法発展の社会・経済的状況からの相対的独自性を認める立場から浪費者信託の誕生の過程を捉えようとする見解が、G. Alexanderの最近の研究により示されている。<sup>(58)</sup>本稿は、これらの研究に多大の示唆を受けながら、尚それらを十分に咀嚼し得ないまま執筆されたものである。むしろ、筆者の意識では、本稿はこれらの研究によって提起されている興味深い課題に取り組むための前提作業として位置づけられるものである。

さらに言えば、浪費者信託の研究自体、筆者の研究の全体的構想からすれば、そのごく一部をなすものにすぎない。わが国における「家」制度の崩壊と「核家族」化の進行そして高齢化社会の進行は、従来にも増して家族内の経済的弱者の生活保障の問題を顕在化させるに至っている。すなわち、老人、未成年者、障害者といった自らの責任で財産管理に十全を期すことのできない者の生活を、限られた家族財産によって有効に保障すると同時に、他人の甘言や奸計あるいは自らの無思慮な行動から如何に保護するかが問題となっている。英米社会では、通常の信託制度にさらに一工夫を加えることによって、この問題を解決する法的手段が開発されている。浪費者信託、保護信託、裁量信託、生活維持信託といったものがこの例であり、これらの信託では何らかのかたちで受益権の任意・非任意処分を禁止・制限することによって、受益者の経済的生活の安定をはかる工夫がなされている。わが国における家族制度のおかれた現状および今尚不満足な状態にとどまっている公的扶助制度の現状を考える時、国民の自

助努力の一環として、これら福祉信託ともいふべき制度の導入は早晚検討の俎上にのぼるべき問題であろう。ニュー・ヨーク州の浪費者信託に関する先の論稿および本稿は、まさにこのような認識のもとに執筆されたものであり、福祉信託導入のための基礎作業の一環をなすものである。しかし、浪費者信託についてもその基礎作業は完了しておらず、さらに保護信託、裁量信託、生活維持信託といった他の福祉信託に至る研究の全体構想からすれば、まだまだその第一歩を踏み出したといふことができるにすぎず、日暮れて尚道遠しの感を否めない。残された多くの課題については今後の研究を通じて、ひとつひとつ明らかにしていくことにしたい。

(56) 比較法雑誌21巻3号1頁(昭和62年)。

(57) Friedman, *The Dynastic Trust*, 73 YALE L. J. 547 (1964).

(58) Alexander, *supra* note 30 at 1189.

(付記) 紙数の関係から本稿で十分に論じることができなかったコモン・ロー上の妻の地位および妻の特有信託の発生過程については、別稿「妻の特有信託と期限前処分禁止制度の誕生」(法学新報96巻6号)で論じている。関心のある方は御参照いただきたい。

(中央大学法学部教授)